

〔研究ノート〕

消費税で格差を縮小できるのか

～井手英策氏の「定率課税・定額給付モデル」の検討～

梅原英治*

井手英策氏（慶應義塾大学教授）の社会改革・財政改革論“*All for All*（みんながみんなのために）”が民進党の基本政策となるなど¹⁾、注目を集めている。2017年9月1日に民進党の新代表に選ばれた前原誠司氏が「消費税率を10%に引き上げ、増税分はすべて教育無償化や社会保障に回す」と表明したのも、井手提案に基づくものである。

本稿では、井手氏の“*All for All*”を象徴する「定率課税・定額給付による事後的再分配」モデル（以下「井手モデル」と呼ぶ）について検討する。

1. 井手英策氏の「定率課税・定額給付による事後的再分配」モデル

（1）井手氏の社会改革・財政改革論のポイント

井手氏の社会改革・財政改革論を乱暴に（「勤労国家」「自己責任社会」論など重要なファクターを取り上げないで）まとめると、以下のようになろう。

○日本では、格差が放置されている。国民は税への抵抗が強く、他人のための負担を嫌い、貧困にあえぐ人びとを見て見ぬふりをする。リベラル派が格差是正を言っても、多くの人たちの心には響かない。

○弱者への冷たさは、再分配を担ってきた中間層が貧しくなり、弱者への優しさが失われたからだ。格差是正を訴えるほど、中間層は痛みが増し、弱者をバッシングする「再分配の罨」にはまり、世代間対立が先鋭化するなど「分断社会」が形成された。

○弱者救済・格差是正策は、弱者の尊厳を傷つける一方、中高所得層の反発を招く。そこで発想の転換が必要だ。貧しい人も負担し、中高所得層も社会サービスを得られるようにすれば、中高所得層が弱者批判を行う理由がなくなる。それはまた結果として格差を縮小する（この点は後述）。「全員が受益者となり、全員で負担も分かち合うこと。“*all for*

* 大阪経済大学経済学部教授

1) 井手英策「基本認識および提言」2017年6月1日（民進党のホームページ <https://www.minshin.or.jp/download/35302.pdf>）；「民進党尊厳ある生活保障総合調査会中間報告～井手英策教授の提言の受け止め並びに今後の方向性～」同年6月13日（同 <https://www.minshin.or.jp/download/35301.pdf>）；前原誠司氏の政見「*All for All*（みんながみんなのために）～あらゆる生活者の不安を解消する～」同年8月21日（同 https://www.minshin.or.jp/assets/leadership-election/2017/candidates/pdf/maehara_seiken.pdf）。

one”ではなく“all for all”。この考え方こそ、僕たちが気づかなかったもう一つの格差是正のやり方なのです。』²⁾

○人は幼稚園や保育園，医療，介護，住宅など「人間に共通して必要なサービス」がないと生活できない。こうした社会サービスを所得の多寡に関係なく（所得制限の撤廃），誰もが利用できるようにすれば，中高所得層にも受益がある。社会サービス（現物給付）の提供では，地方自治体が主人公になる。その税金をみんなで負担する。

「可能なかぎり多くの住民に地方税を負担してもらい，可能なかぎり多くの住民にサービスを提供していく。痛みも喜びも分かちあうことで，人間と人間の対立軸をなくす。これが「必要の政治」の戦略です。』³⁾

○弱者救済など「古いタイプの格差是正」⁴⁾については，医療扶助などは社会サービスに回し，現金給付に限定して国の役割とし，累進所得税や相続税，法人税などで賄う。

以上が井手氏の改革論のポイントである。社会保障の供給形態には，対象者を限定する「選別主義（セレクトィズムまたはターゲッティズム）」と，誰もが利用できる「普遍主義（ユニバーサリズム）」とがあるが，井手氏は後者を税制にも広げて使っている。それゆえ，「ユニバーサリズム」が井手氏のキー概念となっている。

（2）「定率課税・定額給付による事後的再分配」論（井手モデル）

井手氏は，「受益も負担も平等にした場合，所得格差が是正されないのではないかという批判」に対し，表1を「解答」として示し，「支出，収入の両面で人びとを等しく取りあつかうと結果的に格差は是正される」⁵⁾と説明される。

表1 ユニバーサリズムによる事後的な再分配機能

	当初所得	税20%	課税後所得	一律給付	最終所得
A	200	40	160	200	360
B	2,000	400	1,600	200	1,800

↓
格差は10倍

↓
税による比例的な負担

↓
税収の一部は債務償還に回し残りを等しく配分

↓
最終格差は5倍

（出所）井手英策『日本財政 転換の指針』岩波新書，2013年，33ページ。

表1を見れば，200万円の低所得者Aと2000万円の高所得者Bがいて，どちらも20%の税を負担し，その税収440万円を財源に，AとB双方に一律200万円の給付を与えれば（残り40万円は財政再建分），当初所得で10倍あった格差が，課税後所得に一律給付を加えた

2) 井手英策『18歳からの格差論——日本に本当に必要なもの——』東洋経済新報社，2016年，84ページ。

3) 同上，89ページ。

4) 同上，88ページ。

5) 井手英策『日本財政 転換の指針』岩波書店，2013年，33ページ。

最終所得では5倍に縮まっている。これは、税は定率（比例税率）、給付は定額という“率”と“額”の違いによる効果である。

格差は正が直接の目的でないのに、結果として格差が是正されるということで、「ユニバーサリズムによる事後的な再分配機能」と呼ばれている。この表は井手氏の多くの著書に登場し⁶⁾、井手氏の「“All for all”の財政」⁷⁾を象徴するものとなっている。

以上のような井手氏の現状認識やユニバーサリズムの考え方には共感するところもあるが、表1に示される「ユニバーサリズムによる事後的再分配」モデル（以下「井手モデル」と呼ぶ）には重要な問題があり、注意を要する。節をあらためて説明しよう。

2. 井手モデルの問題点

（1）所得税なのか、消費税なのか

井手モデルの第1の問題点は、表1の「税20%」の「税」が何かが分からないことである。言い換えれば、所得税（比例税率）と消費税を同じように見られている。

表1では、当初所得に「税」がかかっているから、所得税（あるいは住民税）のように思われるかもしれないが、表1を説明した直後に、「消費税の問題点として所得の少ない人に負担が大きいという逆進性がしばしば指摘される。しかし、現実には、給付面をしっかりと行わないので格差が生じているだけに過ぎない。すべての人に給付を、課税も比例的に誰もが負担を——財政とは受益と負担のバランスだ」と述べられ、「税」が消費税のように書かれている⁸⁾。その少し前では、「消費税の場合、所得の多寡とは関係なく、ある財を購入すれば誰もが納税者となる。これはユニバーサリズムの概念に近い税制ということになる」とも言われている⁹⁾。

もっと端的な例を挙げると、『日本財政 転換の指針』（2013年）の前に出版された『財政赤字の淵源』（2012年）では、表に「消費税20%」と明記されていた（表2）。そして「消費税等で問題になる逆進性は、給付面さえしっかりしておけば問題ない」と書かれていた¹⁰⁾。

しかし、所得税と消費税は違う税金だ。表1の「税」を消費税だとしたら、これは初歩的ミスになる。だから、表2はミスを犯した表である。なぜなら、消費税は所得にはかからないからである。

消費税が課されるのは、当初所得ではなく、当初所得から消費に使われた部分である。そして、一般に、所得に対する消費支出の割合（消費率）は、低所得者が高く、高所得者

6) 井手英策『経済の時代の終焉』岩波書店、2015年、237ページ；井手英策・古市将人・宮崎雅人『分断社会を終わらせる——「だれもが受益者」という財政戦略——』筑摩書房、2016年、208ページ；井手英策『18歳からの格差論』前掲、85ページ；同『財政から読みとく日本社会——君たちの未来のために——』岩波書店、2017年、209ページ。

7) 井手英策『財政赤字の淵源』前掲、260ページ。

8) 井手英策『日本財政 転換の指針』前掲、33ページ。

9) 同上、27ページ。

10) 井手英策『財政赤字の淵源』前掲、261ページ。

表4 井手モデル（消費税の場合）の検討

(単位：万円)

	当初所得	消費率	消費支出 ①×② ③	消費税 ③×20% ④	税負担率 ④/① ⑤	課税後所得 ①-④ ⑥	一律給付 ⑦	最終所得 ⑥+⑦ ⑧
A	200	80%	160	32	16%	168	96	264
B	2,000	40%	800	160	8%	1,840	96	1,936

↓ 格差は10倍
 ↓ 192 ↓ 逆進負担 ↓ 正しくは ↓ 格差は7.3倍
 ↓ すべて給付 ↓
 96

消費後所得 (=貯蓄) ①-③-④ ⑨	一律給付 ⑦ ⑩	最終所得 ⑨+⑦ ⑩
8	96	104
1,040	96	1,136

↓ 格差は10.9倍

(2) 低所得者と高所得者が1人対1人の社会はない

井手モデルの第2の問題点は、低所得者と高所得者が1対1の社会はこの世界に存在しないということである。1つの国・地域をとってみれば、一般に、低所得者は多く、高所得者は少ない¹¹⁾。

例えば、民間で働く給与所得者（1年を通じて勤務した者と1年未満勤続者の合計、2015年分）は5664万人いる。このうち、給与所得が200万円以下の者は1831万人、2000万円以上の者は22万人で、前者は後者の83倍いる（表5）。ただし、200万円以下だと、一人当たり平均給与所得が100万円以下になる（94万円）。そこで、300万円以下も含めると、人数は2711万人（全体の47.8%）となり、2000万円以上との人数差は123倍になる。

1年を通じて勤務した者に絞ると、4794万人のうち、200万円以下の者は合計1131万人、2000万円以上の者は22万人なので、前者は後者の52倍になる。ただし、これも200万円以下だと一人当たり平均給与所得が119万円なので、300万円以下まで含めると1910万人になり、2000万円以上との人数差は87倍になる。

申告所得など他のデータを見ても、200万円の低所得者と2000万円の高所得者は1対1ではなく、人数的に開きがある。井手モデルは現実離れた世界を想定している。

ウォール街占拠運動の「99%対1%」ではないが、仮に200万円の低所得者と2000万円の高所得者の割合を99対1にすると、比例所得税の場合、格差は8.1倍にとどまる（表6）。縮小はするが、半減という井手モデルのドラスティックな変化は起こらない。1人の高所得者の税を、本人を含めて全員で分け合うのだから、定額給付は小額になる。低所得者A

11) 研究会報告時に、この点を筆者に指摘されたのは垣内亮氏である。

表5 民間給与と所得者の給与階級別内訳(2015年分)

給与階級	1年を通じて勤務した給与所得者				1年末満勤続者				合計			
	給与所得者数 人	給料・手当 千円		給与所得者数 人	給料・手当 千円		給与所得者数 人	給料・手当 千円		構成比 (%)	給料・手当 千円	
		総額 百万円	平均		総額 百万円	平均		総額 百万円	平均			
100万円以下	4,115,557	3,306,553	803	1,962,307	345	9,800,987	17.3	5,268,860	538			
200 "	7,192,346	10,135,684	1,409	1,866,120	1,415	8,511,605	15.0	12,001,804	1,410			
300 "	7,802,001	18,154,688	2,327	2,195,977	2,205	8,797,716	15.5	20,350,665	2,313			
400 "	8,379,045	25,581,953	3,053	1,145,402	3,098	8,748,739	15.4	26,727,355	3,055			
500 "	6,776,871	25,539,573	3,769	574,700	3,978	6,921,333	12.2	26,114,273	3,773			
600 "	4,629,234	20,916,988	4,518	347,528	4,861	4,700,724	8.3	21,264,516	4,524			
700 "	2,837,103	14,708,274	5,184	187,556	5,665	2,870,211	5.1	14,895,830	5,190			
800 "	1,946,401	11,534,076	5,926	137,825	6,586	1,967,328	3.5	11,671,901	5,933			
900 "	1,314,371	8,749,117	6,657	128,749	7,466	1,331,616	2.4	8,877,866	6,667			
1,000 "	853,835	6,340,247	7,426	105,483	8,066	866,912	1.5	6,445,730	7,435			
1,500 "	1,539,180	14,272,752	9,273	235,984	10,528	1,561,595	2.8	14,508,736	9,291			
2,000 "	335,306	4,884,918	14,569	85,248	15,519	340,799	0.6	4,970,166	14,584			
2,500 "	101,015	2,008,663	19,885	25,064	19,908	102,274	0.2	2,033,727	19,885			
2,500万円超	117,463	4,354,473	37,071	27,519	32,452	118,311	0.2	4,381,992	37,038			
計	47,939,728	170,487,961	3,556	9,025,461	1,037	56,640,150	100.0	179,513,422	3,169			

(出所) 国税庁「民間給与実態統計調査結果(民間給与の実態)——平成27年——」より作成。
 国税庁のホームページ <http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzai/2015/xls/03.xlsx>

は40万円の税を払って、44万円の給付を受け、差引4万円しか増えない。

(3) 社会サービス(現物給付)は一律定額には給付できない

第3の問題点は、現金給付とは異なり、社会サービスの現物給付は一律定額で給付することができないことである。

社会全体としてみれば、保育や介護などは共同生活条件であるが、子どもを抱えた家族もいれば、そうでない家族もいる。介護の必要な高齢者もいれば、元気な高齢者もいる。そのため、負担者個人のレベルでは、現物給付を受ける種類や度合いが異なり、一律定額とはならない。現金給付なら、地域振興券のように一律で行うのが、現物給付の場合にはそれができない。

公共サービスの特徴として、一般に「等量消費」が挙げられるが、実際には外交・防衛・治安や一般道路、義務教育など、いわゆる「純粋公共財」に限られる。

もちろん、直接の受益者でなくても、間接的に受益者となるし、いつでも利用可能なら「安心」という受益もある。また、個人でも、一生涯という長いタイムスパンをとれば、社会サービスの現物給付は一律に近づくかもしれない。

ただ、ある一時点の一個人をとれば、負担は等しくても、直接の受益は不均等である。結局のところ、この議論は、社会サービスの定額給付などとは関係なく、政府支出を人口で頭割りするところに帰着するように思われる。

表6 低所得者と高所得者が99対1の場合

	当初所得 ①	人数 ②	税20% ③	税収合計 ③×②	課税後所得 ①-③ ④	一律給付 ⑤	最終所得 ④+⑤
A	200	99	40	3,960	160	44	204
B	2,000	1	400	400	1,600	44	1,644

↓
 格差は10倍
 ↓
 4,360
 ↓
 A, Bへの配分額(財政再建分なし)
 44
 ↓
 格差は8.1倍

(4) 定率課税・定額給付前後の負担と受益の変動が不明

第4の問題点は、定率課税・定額給付を導入する前の状況、すなわち初期条件が書かれていないことである。言い換えれば、井手モデルは純粋に定率課税と定額給付が現状にプラスされる状況を想定している。

もし定率課税が現行税制を変更するものであったり、定額給付が現行制度を改変するものであったりすれば、負担と受益は井手モデル実施の前後で変動する。制度導入前の条件次第では、低所得者は負担増で受益減になり、高所得者は負担減で受益増になるかもしれない。現実にはそこが問題となろう。

(5) 中間層の所得減・格差拡大の原因の放置

第5の、そして最大の問題点は、「定率課税・定額給付」という政策では、低所得者の増大や中間層の所得減などを引き起こした原因が放置されてしまうことである。

井手氏は、バブル崩壊後の日本経済について、「日本経済が不安定になるなか、標的とされたのが働く人たちの給料、賃金です」と述べ、企業は経費削減へ舵を切り、政府は非正規雇用をやりやすくするよう規制緩和を進めたこと、グローバル化の下でBIS（国際決済銀行）の自己資本比率規制や国際会計基準の導入が、銀行の貸し付け抑制、企業の借金返済やキャッシュフロー増加のために人件費の削減を進めさせたこと、賃金が下がり、消費が停滞し、物価が下がり、デフレ経済に突入したことを指摘する¹²⁾。

その通りである。そうであれば、本来、対処すべきなのは、こうした格差拡大やデフレ経済の原因でなければならない。

ところが、井手氏は、家計貯蓄率が低下し、「自己責任」で生きていくことが困難になったことを指摘しながら、その一方で、雇用・賃金構造の改変を通じて、企業が本来負うべき社会的な負担を労働者や国・自治体に転嫁し、生活難や財政赤字を増大してきたこと、企業は貯蓄を増やして資金不足部門から資金余剰部門に転じ、巨額の内部留保を積み上げてきたこと、株式所有者に配当や株式譲渡所得の増加をもたらしてきたことには対処しようとしてされない。原因を放置したまま、低所得者に“All for All”を呼びかけて負担を求めるのは、筋違いと言わざるを得ない。

12) 井手英策『18歳からの格差論』前掲、62～69ページ。

3. 井手モデルとロツツスタイン・モデルの比較

(1) 井手モデルの原型——ロツツスタイン・モデル

ところで、井手モデルには種本がある。スウェーデンの政治学者ロツツスタインの著書(Bo Rothstein, *Just Institutions Matter, The Moral and Political Logic of the Universal Welfare State*, Cambridge University Press, 1998)がそれである。

ロツツスタインは、ユニバーサル福祉国家についての様々な論点を取り上げる中で、「給付とサービスをすべての人にほぼ等しく分け合い、税制が全体として比例的であるならば、所得グループ間での実質的な再分配は起こらないのではないか」という批判に対し、「ユニバーサル福祉国家の再分配効果」の表(表7)を載せて、反論したのだった。

表7 井手モデルの原型——ロツツスタイン・モデル

グループ	平均所得	税 (40%)	移転	税・移転後の 所得
A (20%)	1,000	400	240	840
B (20%)	800	320	240	720
C (20%)	600	240	240	600
D (20%)	400	160	240	480
E (20%)	200	80	240	360
AとEの比率	5/1	(=1,200)	(1,200/5=240)	2.33/1

(出所) Bo Rothstein, *Just Institutions Matter: The Moral and Political Logic of the Universal Welfare State*, Cambridge University Press, 1998, p. 147.

この原型モデルでは、所得稼得者を下(または上)から順に20%ずつ5つのグループAからEに区分して、各グループに一律40%の税を課し、その税収額を均等に分けて240の定額移転を行っている。すると、グループAとグループEの間の格差が平均所得では5倍あったのが、税・移転後の所得では2.33倍へと「劇的に」縮小するとしている。なお、税については、「累進的でなく厳格に比例的な所得税制」と明記されている¹³⁾。

このロツツスタイン・モデルを見れば、井手モデルが、①グループAとグループEを取り出し(高・低を入れ替え)、②高所得層の所得を1000から2000に引き上げ、③比例所得税を消費税に置き換え(『財政赤字の淵源』)、④税率を40%から20%に変更し、⑤税収の一部を財政再建分に当てたものであることが分かる。

(2) ロツツスタイン・モデルとの違い

しかし、井手氏はロツツスタイン・モデルを適切に改変しなかったと言わざるを得ない。1つには、ロツツスタイン・モデルは、中間層を含めた5つの階層にグルーピングして、

13) Bo Rothstein, *Just Institutions Matter, The Moral and Political Logic of the Universal Welfare State*, Cambridge University Press, 1998, p. 147. なお、“All for All”のスローガンもロツツスタインらからのものである(Bo Rothstein and Eric M. Uslaner, “All for All: Equality, Corruption, and Social Trust”, *World Politics*, Vol. 58, No. 1, Oct. 2005.)。

表8 2階層モデルの場合

	給与階級	給与所得者数 ① 千人	平均給与所得 ② 千円	給与所得総額		平均所得 ④/① ⑤ 千円	税20% ⑤×0.2 ⑥ 千円	定額 給付 ⑦ 千円	最終所得 ⑤-⑥+⑦ ⑧ 千円
				①×② ③ 10億円	③の集計 ④ 10億円				
A	100万円以下	9,801	538	5,269	41,317	1,459	292	634	1,801
	200 〃	8,512	1,410	12,002					
	300 〃	8,798	2,313	20,351					
	400 〃	1,210	3,055	3,696					
B	400 〃	7,539	3,055	23,032	138,196	4,880	976	634	4,538
	500 〃	6,921	3,773	26,114					
	600 〃	4,701	4,524	21,265					
	700 〃	2,870	5,190	14,896					
	800 〃	1,967	5,933	11,672					
	900 〃	1,332	6,667	8,878					
	1,000 〃	867	7,435	6,446					
	1,500 〃	1,562	9,291	14,509					
	2,000 〃	341	14,584	4,970					
	2,500 〃	102	19,885	2,034					
2,500万円超	118	37,038	4,382						
計	56,640	3,169	179,513	179,513	↓	↓	↓	↓	
		↓ 2等分 28,320			格差3.3倍	↓ 2等分 634		格差は2.5倍	

所得稼得者全体を包括しているのに対し、井手モデルは低所得者と高所得者を対比する形にしたため、中間層を含めず、所得稼得者全体を包括しなかったことである。そのため、上記したように、低所得者と高所得者の人数が問題になってしまう。ロツツスタイン・モデルの階層は「20%」という人数を含んだ概念である。だから「グループ」と言っている。

もともと井手氏は中間層の租税抵抗をなくすことを提案されていたはずだが、モデルには中間層が登場せず、理解に苦しむところである。

もし井手モデルを所得稼得者を均等に分けた2階層モデルと理解するならば、そのように明記する必要があるし、2階層モデルでは、全体的に所得が平均化されるので、上下層の格差は小さく、200万円と2000万円という状況は出てこない。

例えば、民間給与所得者のデータを使えば、5664万人を2832万人ずつに分けると、400万円以下のところで分かれる。平均給与所得は下層が146万円、上層が488万円で3.3倍の格差となり、20%課税・定額給付後の所得は下層180万円、上層454万円で、格差は2.5倍になる(表8)。

2つには、ロツツスタイン・モデルの所得税を消費税に変更したことである。そのため、前述したように、当初所得に消費税を課すというミスを犯すこととなった。それに気付かれたのか、次の著書からは「税」という曖昧な書き方をされたが、所得税と消費税を明確に区別されなかった。

3つには、税率を20%とする根拠を示さなかったことである。ロツツスタインは税率を40%に設定したことを、「公共部門が現在、社会政策、教育政策、その他福祉政策にGDPの56.2%を支出していることに大まかに照応させた」と説明している。

推測になるが、井手氏が「消費税20%」とされたのは、『財政赤字の淵源』出版当時(2012年10月)、民主党政権下で「社会保障・税一体改革」の3党合意がかわされ、同年8月に社会保障改革推進法など関連法案が成立したときだった。税制調査会専門家委員会のメンバーだった井手氏としては、社会保障・税一体改革を後押しするつもりで、このモデルを書き、将来的に消費税20%を想定されたのかもしれない。

4. ロッツスタイン・モデルには総合所得課税が必要

(1) ロッツスタイン・モデルの検証

もし井手モデルをロッツスタイン・モデルのように5階層に組んだら、どうなるか。民間給与所得者(表5)のデータによって検証してみよう(表9)。

表9 ロッツスタイン・モデル(5階層モデル)による事後的再分配効果の検証

グループ	給与所得階級	給与所得者数 ① 千人	平均給与所得 ② 千円	総額 ①×② ③ 10億円	合計 ④ 10億円	平均所得 ③/① ⑤ 千円	20%課税 ⑤×0.2 ⑥ 千円	定額 給付 ⑦ 千円	最終所得 ⑤-⑥+⑦ ⑧ 千円	
A	A 1	100万円以下	9,801	538	5,269	7,422	655	131	634	1,158
	A 2	200 〃	1,527	1,410	2,153					
B	B 1	200 〃	6,985	1,410	9,849	19,896	1,756	351	634	2,039
	B 2	300 〃	4,343	2,313	10,047					
C	C 1	300 〃	4,454	2,313	10,303	31,303	2,763	553	634	2,845
	C 2	400 〃	6,874	3,055	20,999					
D	D 1	400 〃	1,875	3,055	5,728	43,295	3,822	764	634	3,691
	D 2	500 〃	6,921	3,773	26,114					
	D 3	600 〃	2,532	4,524	11,453					
E	E 1	600 〃	2,169	4,524	9,812	77,598	6,850	1,370	634	6,114
	E 2	700 〃	2,870	5,190	14,896					
	E 3	800 〃	1,967	5,933	11,672					
	E 4	900 〃	1,332	6,667	8,878					
	E 5	1,000 〃	867	7,435	6,446					
	E 6	1,500 〃	1,562	9,291	14,509					
	E 7	2,000 〃	341	14,584	4,970					
	E 8	2,500 〃	102	19,885	2,034					
	E 9	2,500万円超	118	37,038	4,382					
合計		56,640	3,169	179,513	179,513	↓	3,169	↓	↓	
		↓		AとEの格差10.5倍		↓		AとEの格差5.3倍		
		5等分11,328				5等分634				

まず、給与所得者5664万人を5等分すると1133万人になる。所得の低い(または高い)順に1133万人ずつ取っていく。例えば、グループAには、100万円以下980万人全員と200万円以下から153万人を含めるという具合である。

この人数に平均給与所得額を乗じて、5階層の給与総額を出し、それを1133万人で割ると各階層の平均給与所得額が出てくる。グループAは65.5万円、Bは175.6万円、Cは276.3万円、Dは382.2万円、Eは685.5万円となる。高所得グループといっても、平均化されるので、さほど高くない。それでもAの平均所得が低いので、AとEの格差は10.5倍ある。

この平均所得に税率20%を乗じ、その税収を5等分して課税後所得に加えると、各グループの最終所得は、A 115.8万円、B 203.9万円、C 284.5万円、D 369.1万円、E 611.4万円となる。AとEの格差は5.3倍に縮小する。

井手氏が示したかったのはこういうことであろう。

(2) ロッツスタイン・モデルの前提——総合所得課税とその現実

しかし、このモデルには重要な前提が2つ置かれている。1つは、すべての所得に等しく課税すること、もう1つは、すべての人に一律定額に給付することである。ロッツスタイン・モデルはこの条件が満たせてこそ成立する。

後者については前述したので、繰り返さない。前者について言えば、これはすべての所得を合算して課税する「総合所得税」を必要とする。所得控除も廃止されねばならない。大企業や高所得層のタックス・ヘイブンの利用なども断ち、すべての所得を捕捉する必要がある。それらなしにはロッツスタイン・モデルは絵に描いた餅になる。

とりわけ総合課税について、日本の状況を見れば、株式譲渡所得など金融所得は低率の分離課税が適用されている。申告所得税のデータを見れば、申告所得が1億円を超えると所得税負担率が下がるが、これは高所得者ほど、株式譲渡所得が増えるからである(図1)¹⁴⁾。累進課税はおろか、比例課税でもない。ロッツスタイン・モデルを主張するには、このような状況を改善することが先決である。

(3) おわりに——不公平をなくして信頼できる税制を——

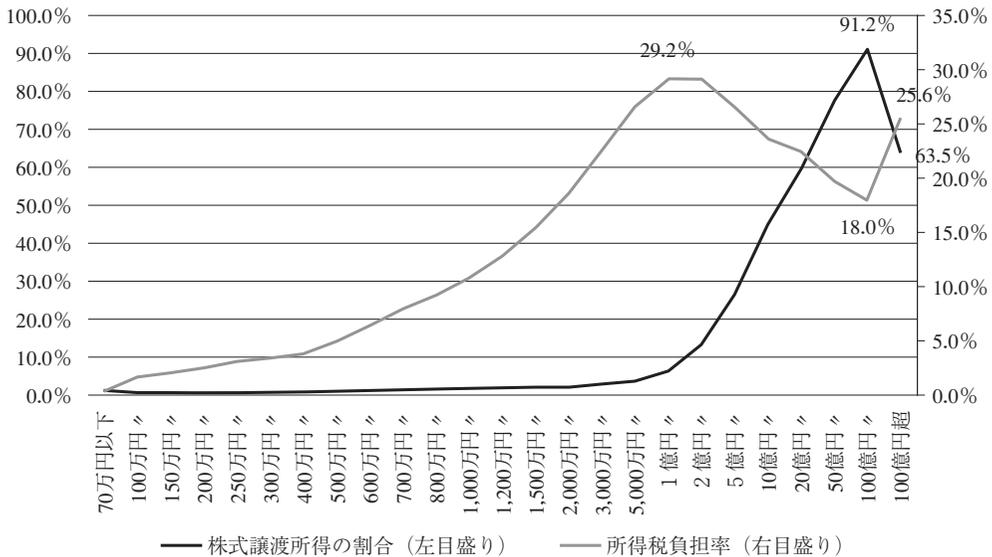
日本での租税抵抗の強さは、図1に象徴される不公平さのために、税制に対する国民の信頼が失われているところに起因する。井手氏が言われるような、「弱者に冷たい」とか、「他人のために負担するのを嫌がる」こともあるのかもしれないが、“正直者がバカを見る”という状況、払った税が高所得層への優遇や大企業への減税に使われ、弱者や自分たちのために使われていないという状況を反映している面もある。強い租税抵抗は不公平税制に対する怒りの声であり、その是正を求める声でもある。

「分かち合い」は公平な負担があってこそ成り立つ。不公平な状況を残した「分かち合い」は、実質的には強者による弱者への負担転嫁である。税は善意の募金ではない。

低所得者に負担を求める前に、応能負担原則を徹底して不公平をなくし、税制の信頼を高めることが必要である。それが、企業の内部留保の社会への還元や雇用・賃金の改善な

14) 図2は、2015年度の所得税申告者のうち納税した者633万人の所得税負担率である。図のように、所得5000万円超1億円以下29.2%をピークとして所得が増えるほど負担率は下がり、50億円超100億円以下では18.0%になっている。これは高所得者ほど株式譲渡益など資産性所得が多くなり、50億円超100億円以下では申告所得の91.2%を株式譲渡所得が占めている。なお、100億円超の税負担率が25.6%に上がっているのは、100億円超の申告所得者14人の中の1人に788億円の給与所得があり、源泉で362億円の所得税を納めていることによる。その1人を除けば、100億円超の負担率は18.8%になる。逆に言えば、株式譲渡所得への低率分離課税がいかに税負担を軽減しているかを物語る。

図1 申告納税者の所得税負担率と株式譲渡益の割合（2015年分）



(出所) 国税庁長官官房企画課『平成27年分申告所得税標本調査—調査結果報告—(税務統計から見た申告所得税の実態)』2017年2月, 35, 37~40ページ, より作成。

- (注) 1. 所得税負担率=(源泉徴収税額+申告所得税額)÷合計所得金額
 2. 株式譲渡所得の割合=株式等の譲渡所得等の金額÷合計所得金額

どと相俟つとき、日本で「新しい福祉国家」(平和的生存権・包括的社会権を含む生存権保障国家)¹⁵⁾への道が切り拓かれる。

【付録】井手モデルにおける格差是正効果と消費率および消費税率との関係

本稿第2節(1)では、低所得者Aの消費率を80%(消費税込み96%)、高所得者Bの消費率を40%(消費税込み48%)として、井手モデルの格差是正効果を計算し、格差が縮小しないことを示したが、これを一般的な形で検討してみよう。

以下では、当初所得をI、消費率をc、消費税率をt、消費税込み消費支出後の所得(=貯蓄)をS、最終所得をFとし、低所得者A、高所得者Bを添え字a、bで表す。

AとBの当初所得 I_a 、 I_b の間にはm倍の格差がある。

$$I_b = mI_a \quad (1)$$

さて、AとBの消費支出は当初所得に消費率を乗じたものなので $c_a I_a$ 、 $c_b I_b$ となり、それぞれが負担する消費税は消費支出に消費税率tを乗じたものなので $tc_a I_a$ 、 $tc_b I_b$ となる。したがって、AとBの消費税込み消費支出後の所得(=貯蓄)は(2)式と(3)式で表される。なお、消費率はAの方がBより大きい($c_a > c_b$)。

$$S_a = (1 - c_a - tc_a)I_a \quad (2)$$

15) 二宮厚美『新自由主義からの脱出—グローバル化のなかの新自由主義 vs. 新福祉国家—』新日本出版社, 2012年, 242~246ページ。

$$S_b = (1 - c_b - tc_b)I_b \quad (3)$$

AとBが消費支出の際に払った消費税の合計が税収入Tとなり、Tから財政再建分 α を除いた額を二等分したものがAとBへの定額給付Dとなる。

$$T = t(c_a I_a + c_b I_b) \quad (4)$$

$$D = (T - \alpha)/2 = [t(c_a I_a + c_b I_b) - \alpha]/2 \quad (5)$$

AとBの最終所得Fは、(2)式と(3)式のSに(5)式のDを加えた額なので、(6)式と(7)式になる。

$$F_a = (1 - c_a - tc_a)I_a + [t(c_a I_a + c_b I_b) - \alpha]/2 \quad (6)$$

$$F_b = (1 - c_b - tc_b)I_b + [t(c_a I_a + c_b I_b) - \alpha]/2 \quad (7)$$

最終所得の格差倍率をnで表す。

$$F_b = nF_a \quad (8)$$

(6)式と(7)式を(8)式に代入して、nで表すと(9)式になる。

$$n = \frac{(1 - c_b - tc_b)I_b + [t(c_a I_a + c_b I_b) - \alpha]/2}{(1 - c_a - tc_a)I_a + [t(c_a I_a + c_b I_b) - \alpha]/2} \quad (9)$$

(1)式を(9)式に代入して整理し、(10)式を得る。

$$\begin{aligned} n &= \frac{(1 - c_b - tc_b)mI_a + [t(c_a I_a + c_b mI_a) - \alpha]/2}{(1 - c_a - tc_a)I_a + [t(c_a I_a + c_b mI_a) - \alpha]/2} \\ &= \frac{(2m - 2mc_b - mtc_b + tc_a)I_a - \alpha}{(2 - 2c_a - tc_a + mtc_b)I_a - \alpha} \end{aligned} \quad (10)$$

Bの消費率をAの消費率のx倍として表すと、(11)式になる。

$$c_b = xc_a \quad \text{ただし、} c_a > c_b \text{ なので、} 0 < x < 1 \quad (11)$$

(11)式を(10)式に代入する。

$$n = \frac{(2m - 2mxc_a - mtxc_a + tc_a)I_a - \alpha}{(2 - 2c_a - tc_a + mtxc_a)I_a - \alpha} \quad (12)$$

簡単化のため、財政再建分 α をゼロとすると、分子と分母から I_a が消える。

$$n = \frac{2m + (t - 2mx - mtx)c_a}{2 + (mtx - 2 - t)c_a} \quad (13)$$

(13)式より、mは定数(例えば10倍)なので、最終所得が当初所得より格差を縮小しているどうかは、AとBの消費率と消費税率に依存することが分かる。

いま、mを10倍、tを20%、 c_a を80%とすると、nは(14)式になる。

$$n = \frac{20.16 - 17.6x}{0.24 + 1.6x} \quad (14)$$

(14)式では、xが小さい(AとBの消費率の差が大きい)ほど、分子は大きく、分母は小さくなるので、nは大きくなる。すなわち、消費率の差が大きいほど、格差は拡大する。xが0.5、つまりAの消費率がBの消費率の2倍なら、nは10.9倍になり、当初所得の10倍より格差は広がる。

(14)式の場合では、xが0.529以下、すなわちAとBの消費率の差が1.89倍(=1/0.529)

以上なら、最終所得の格差 n は当初所得の格差 m (10倍) より拡大する。逆に言えば、消費率の差を1.89倍以下に取れば、格差縮小の結論を出すこともできる。しかし、それは、表3から明らかのように、現実から遊離することになる。

次に、 m を10倍、 c_a を80%、 x を0.5倍 ($c_b=80\% \times 0.5=40\%$) とすると、 n は(15)式になる。

$$n = \frac{12 - 3.2t}{0.4 + 3.2t} \quad (15)$$

(15)式では、 t が大きいほど、分子は小さく、分母は大きくなるので、 n は小さくなる。すなわち、消費税率が大きいほど、格差は縮小する。これは消費税率が高いほど、定額給付に用いることのできる額が大きくなるからであり、前述した「税は定率、給付は定額という“率”と“額”の違いによる効果」である。 t が20%の場合と25%の場合で計算すると、 n は10.9倍と9.3倍になる。

このように、消費税率を高めれば、定額給付によって格差は縮小する。ただし、縮小の程度は税率の大きさに比べて大変小さい。しかも、消費税率を高めすぎると、消費税込みの消費支出が当初所得を超えるので、消費税率の引き上げには限界がある。

$$I_a \geq (1 - c_a - tc_a)I_a \quad \text{より} \quad t \leq (1 - c_a)/c_a \quad (16)$$

(16)式では、 c_a が80%なら、 t が25%を超えると、低所得者は当初所得では消費税を払えず、消費率を引き下げなければならない。この引き下げられた消費支出部分を定額給付の社会サービスで代替するにしても、需要の一致には限界があろう。

以上のことは、格差の是正には、税率は定率でなく累進税率である方が、また、給付は一律定額でなく低所得者に多く配分する方が有効であるという当然のことを示している。要するに、累進所得税と低所得者への再分配政策こそが格差是正の王道なのである。

(終わり)